

コード	名称	区分	コード	名称	
事業名	2274 老人保健医療費	会計	01	一般会計	
		款	03	民生費	
		項	02	老人福祉費	
		目	01	老人福祉総務費	
基本 施策	06 高齢者の健やかな生活を支える	細目	203	老人福祉一般事業	
		細々目	56		
行革大綱の重点事項番号		コード	130600		
担当部課	コード	130600		担当者 氏名	
	名称	健康福祉部保険年金課			
				連絡先	22 - 9660 (内線) 2650

**事務事業の概要(Plan)**

**【全体事業計画】**

対象(誰を、何を)	平成20年3月31日以前に老人保健に加入していた方の医療費	※対象件数	14,056人
成果(どうする)	平成20年3月分以前診療分の老人医療費の精算を行なう。		
根拠法令・要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律		
開始年度	平成 23 年度	関連事業	
終了年度	平成 年度		
事業概要	再審査や月遅れのレセプト請求における医療費等の支払い及び過誤納金の受入を行う。 実績による社会保険診療報酬支払い基金、国、県から交付金等の受け入れを行なう。		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)		運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 建設用地		1 運営主体	民間委託等
2 建設面積		2 配置(予定)人員	人
3 規模・構造		3 年間運営費(見込)	千円
4 総事業費	千円	4 年間収入(見込)	千円
		5 市内の類似施設	

**【検証指標】**

活動指標	指標名	単位	現状値				目標値			
			H21	H22	H23	H24	H21	H22	H23	H24
医療給付費	医療給付費	千円	241	2,930	10	10				
	医療支給費	千円	5	300	0	0				

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	現状値				目標値			
				H21	H22	H23	H24	H21	H22	H23	H24
社会保険支払い基金	社会保険支払い基金	件数 2件	千円	▲ 746	2,500	5	5				
	国民健康保険連合会	件数 23件	千円	987	730	5	5				

**【投入コスト】**

投入コスト	H22 所要額	H23 所要額	H24 所要額	H25 所要額
直接事業費計(A)	8,879	10	10	0
Aの財源内訳				
国庫支出金	1,966	3	3	
県支出金	136	1	1	
地方債				
その他	1,966	5		
一般財源	4,811	1	5	0
事業投入人員費(B)	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
フルコスト(A)+(B)	8,879	10	10	0

**【事務事業企画の背景、状況変化見直し、市民意見等】**  
 この事務事業を新たに企画した背景は何か？  
 平成20年4月から老人保健が後期高齢者医療保険に移行してから、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年6月21日号法律第83号)の附則第39条により3年間は特別会計の設置期間が22年度で終了するため、一般会計で精算を行なう。  
 この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見直し)  
 平成23年5月以降は時効によりレセプト請求が行なわれない。前年度の実績報告による支払い基金、国、および県からの収入が見込まれる。  
 この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？

本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目はおおよそ何年後か？  
 平成23年度以降は時効によりレセプト請求が行なわれないと考えられるが、医療機関から時効中断分の請求ありを想定すると1~2年で廃止。

**【事前評価】**

		該当項目に○をつけてください。	
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	<input type="radio"/>	【特記事項】
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	<input type="radio"/>	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	<input type="radio"/>	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	<input type="radio"/>	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	<input type="radio"/>	
有効性	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	<input type="radio"/>	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業	<input type="radio"/>	
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	<input type="radio"/>	
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	<input type="radio"/>	
	事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。	<input type="radio"/>	【根拠】
効率性	基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	<input type="radio"/>	【根拠】
	社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。	<input type="radio"/>	【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】
	事務事業の対象・成果の設定は妥当である。	<input type="radio"/>	【根拠】
	事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。	<input type="radio"/>	【具体的内容】
	受益と負担の公平性が考慮されている。	<input type="radio"/>	【根拠】
持続性	本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。	<input type="radio"/>	【事業名称 今後どのように連携して成果向上を図るか】
	本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。	<input type="radio"/>	【比較検討結果】
	本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。	<input type="radio"/>	【事業名及び削減される一般財源額】
	コストに見合った効果が見込める。	<input type="radio"/>	○ 老人保険特別会計を22年度で廃止し、一般会計で精算を行う。
	将来的に民間等への移管が可能である。	<input type="radio"/>	【根拠】
			【いつごろ】

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
藤岡 雅之	平成22年度をもって、老保特別会計が終了することとなる。